

◆ 一部負担金の免除を受けることができる対象者及び免除期間の延長後の期限

	対 象 者 (東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した方を含む。)	免除期間の延長後の期限
ア イ	○帰還困難区域の方 ○上位所得層(※1)を除く旧避難指示区域等(※2)(平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。)の方	令和9年2月28日まで(予定)(※3)

※1

「上位所得層」とは、医療保険の高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定されます。(国民健康保険の例では、世帯に属する被保険者の基準所得額の合算額が、600万円を超える世帯で、毎年7月に前年の所得をもとに判定。)

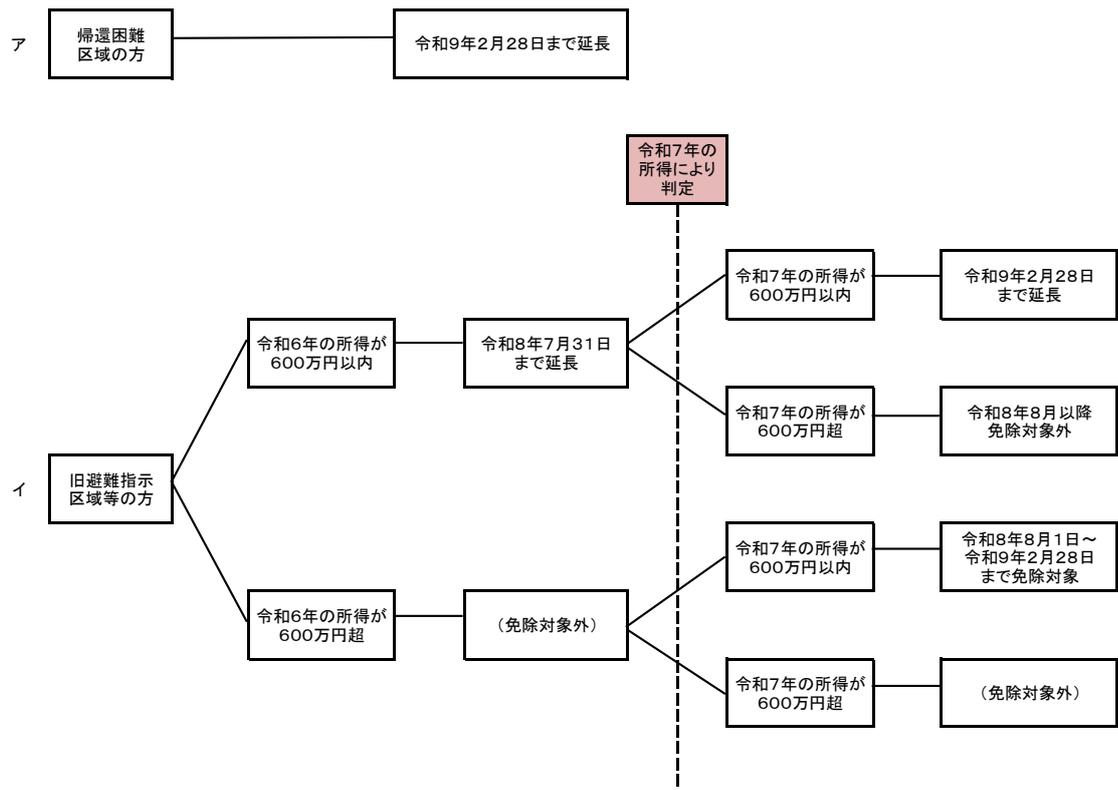
※2

「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部)の区域、令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域(飯館村の一部及び富岡町の一部)の区域及び令和6年度に指定が解除された帰還困難区域(飯館村の一部及び葛尾村の一部)の区域をいう。

※3

平成28年に避難指示区域等の指定が解除された区域等の被保険者については、令和9年度から対象外となる予定であることから、これらの被保険者に交付される免除証明書の有効期限は、令和9年3月31日となることが考えられる。

原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の被災者の
一部負担金免除対応フロー図



◆ 免除証明書の取扱いについて

医療機関等の窓口で免除を受けるには、有効期間が切れていない免除証明書の提示が必要となります。免除証明書に関してご不明な点は、市町村等にお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

国民健康保険	お住まいあるいは住所がある市町村
後期高齢者医療制度	お住まいあるいは住所がある市町村 又は 福島県後期高齢者医療広域連合(電話024-528-9025)

なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者以外の方については、それぞれ加入している保険者までお問い合わせください。

国民健康保険組合	加入している国民健康保険組合
全国健康保険協会 (協会けんぽ)	全国健康保険協会福島支部(電話024-523-3915)
上記以外の健康保険等	加入している各医療保険の保険者又はお勤め先の事業所

【このお知らせに関するお問い合わせ先】
福島県保健福祉部国民健康保険課 電話024-521-7203・7204